

国の基本指針の見直しについて

第 4 期障害福祉計画の策定に係る国の基本指針については、平成 26 年 5 月 15 日付けの告示により、改正されております。主な改正内容は、次のとおりです。

1 障がい者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備の方向性等を定めるとされた。

また、障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定として、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とするとされた。

→ 第 1 回地域自立支援協議会全体会議開催以後、国又は県から新たな通知は出されていない。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期入院者数の減少に関する目標（※）を設定するとされた。

なお、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

（※）・平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64% 以上

・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91% 以上

・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

* 「第 4 期障害福祉計画の策定に係る国の基本指針」については、第 1 回自立支援協議会全体会議資料に添付しております。